

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 5 月 27 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所本庁舎 7 階）
札幌市都市局市街地整備部開発指導課（電話 011-211-2512）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 6 年度 滑動崩落対策施設 暗渠排水施設点検・カメラ調査業務（里塚地区ほか 1 地区）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約書に示す着手の日から令和 7 年 2 月 25 日までとする。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」に登録されていること。
- (5) 令和 5 ・ 6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されており、かつ、その等級区分が「A 1」、「A 2」又は「B」であること。本店所在地が「市内」であること。
- (6) 次のいずれかの資格を有する者で、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを主任技術者として本業務に配置することができること。
 - ア 建設機械施工管理技士。
 - イ 土木施工管理技士（1 級又は 2 級。ただし、2 級の種別は土木に限る。）
 - ウ 技術士（上下水道部門（選択科目「下水道」）、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目「建設」に限る。）。）
 - エ 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士」。
 - オ 地方共同法人日本下水道事業団が実施する「下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、若しくは第 3 種）」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者。

- (7) 本市が発注した下水道管路保全業務・下水道管内テレビカメラ調査について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成21年4月1日以降に業務が完了しているもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和6年6月3日（月）13時00分（必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和6年6月3日（月）14時30分
札幌市役所本庁舎7階都市局会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (4) 開札
入札終了後直ちに上記(3)の場所にて行う。
- (5) 入札書の提出方法
入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札者の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札候補者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした

入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。

以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。